

第 60 回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成 27 年 7 月 23 日 (木) 10 : 19 ~ 12 : 06

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委 員】

西村部会長、北村部会長代理、川崎委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ総合調整室長、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局企画役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官(統計基準担当)、小森総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付統計審査官

4 議 事

- (1) 基本計画への取組状況等に関する審議事項について
- (2) 平成 26 年度統計法施行状況報告(各府省ヒアリング)
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 基本計画への取組状況等に関する審議事項について
事務局から、資料 1 及び資料 2 に基づき説明が行われ、原案のとおり了承された。
- (2) 平成 26 年度統計法施行状況報告(各府省ヒアリング)
資料 3 から資料 5 に沿って担当府省からの説明後、それぞれ質疑応答が以下のとおり行われた。

ア 労働者の区分等

総務省政策統括官室から資料3に基づき説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・今後のガイドラインの見直し検討・改定を検討する場はどこか。
→まずはガイドラインを作成した産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）において、府省横断的に検討を進め、27年度法施行状況報告で検討状況の報告を行う予定である。その際には、委員からの御意見等も伺いたい。なお、検討の場には有識者の方にアドホックに御参加いただいている。
- ・今後の検討においては、統計委員会委員を有識者として参加できる機会を設けるよう考慮していただきたい。
- ・今後、客観的な指標である実労働時間及び雇用契約期間の有期性の観点等から、更に検討を続けていただきたい。事業活動を把握する調査においても労働時間による把握は時間当たりの生産性を把握する上で重要であり、代表的な調査では検討をお願いしたい。
- ・P7の「A案の検証結果」では、従業員規模10人未満の企業の33.4%が回答が困難ということか。
→今回実施した企業ヒアリングは、経済センサス・活動調査の試験調査の際に実施したアンケート調査や、各種統計調査の見直しの際のヒアリング結果など多種多様であり、詳細な事業所規模まで把握していない。その中で、賃金構造基本統計調査は従業員企業規模10人未満企業は対象とならないため、フルタイムの概念が十分に浸透していないと推察した。また、大企業においては、「従来の正社員」と「無期雇用かつフルタイム」の記入者負担について、それぞれ異なる見解である。
- ・P7「A案を企業ヒアリングの結果、～回答が困難。」と「小規模事業所・企業を中心として～浸透していないことが理由と推察」の因果関係が明確ではない。
→ここはあくまで推察である。他方、アンケート調査とヒアリングした部分を掛け合わせた場合、3割程度の事業所で回答が困難であるという事実は無視できず、報告者の負担軽減や実査可能性の観点から、全面的な導入は時期尚早とした。
- ・「時期尚早」は後ろ向きな印象を受ける。国民のために統計を作成する場合、ある程度の報告者の負担はやむを得ず、実態を把握するための客観的な指標を積極的に検討いただきたい。また、今後の検討における明確な工程表が必要ではないか。
- ・調査票上、「派遣労働者」の取扱いはどのようにになっているのか。
→間接雇用については、把握可能性や必要性を含めて検討していただきたい。
- ・検証部分が必ずしも十分でないという御批判もあるが、新しいガイドラインで実施する平成28年度経済センサス・活動調査の結果も検証しながら次のステップを考えしていくことでよいのではないか。

(まとめ)

今回、労働者の区分について、府省横断的な場で、各府省統計の整合性や比較可

能性を高める方向での検討が進められたことは大変有意義。事業所・企業を対象とした統計調査におけるガイドラインでは、常用労働者・臨時労働者区分の簡素化を図り、世帯系の調査との比較可能性が向上したということ、また、常用労働者の内訳区分について、ガイドラインでは「原則として雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いて区分する」としており、この方向性は妥当。

しかし、エビデンス・ベースト・ポリシーにのっとった議論のためには、量や数値等のエビデンスが必要であり、特に労働時間の問題は重要な点である。WGでの整理は大変重要であったと認められるが、今回のガイドラインは一里塚として考えていただきたい。WGの進め方も検討事項について学者等の有識者や利用者側から積極的に意見を言えるような仕組みを作っていただきたい。また、平成28年度に実施する経済センサス・活動調査の調査結果もあるので、早い段階で検討を先に進めていただきたい。特に「フルタイムかどうか」ではなく「何時間働いているのか」と把握する方が重要である。調査をされる方に意識改革を促していくというのも重要である。特に雇用契約期間、常用雇用者の内訳区分についての細分化については議論を進めていただきたい。透明性とともにスピード感を持って今後の検討を進めていただき、適宜統計委員会にも報告していただきたい。

イ 21世紀出生児縦断調査

厚生労働省から資料4-1、文部科学省から資料4-2に基づき説明が行われた。主な発言は以下のとおり。

- ・本調査結果はこれから極めて重要なデータとなるので、継続するという確認が取れた事は良かった。うまく共管していっていただきたい。今後、調査対象者は、高校生、大学生となってくるため中長期的視野に立って、調査項目を検討していただきたい。また、具体的な工程表はあるのか。

→調査対象が高校生になるのが第16回の調査からであり、共管での調査実施は平成29年1月の調査からを想定し、平成28年度の予算要求を行っていただきたい。

- ・パネル調査が持つレトロスペクティブな利点を活かし、文部科学省として、従前厚生労働省で実施した調査では把握していなかった過去の内容についても調査項目として検討していただきたい。

→御指摘を踏まえ、今後具体的な調査項目の検討を行っていく。また、体制の確保について、現時点では、高校3年、大学4年、就業3年の10年間について、厚生労働省と連携をとりながら文部科学省が主体となって実施していく想定。

- ・この調査の重要性を統計委員会としても強くサポートできればと考える。

(まとめ)

21世紀出生児縦断調査は、重要な調査であり、厚生労働省と文部科学省との共管調査として継続実施することに期待。調査の特殊性から統計の実査としてもチャレンジングなことである。統計委員会としても、本統計がより良い形で使われていく

ために、共管調査に向けた検討の実施状況などの動向や調査事項についても注視していく必要がある。行政以外の側面でも価値がある統計であり、ある種の歴史的財産として捉えていただきたい。

ウ 観光に関する統計整備

観光庁から資料5に基づき説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・観光に関する統計の整備は、地方自治体にとっても非常に重要である。観光の経済効果や雇用吸収力の実態を、観光統計を用いて数字で明らかにすることで、住民に説明可能となるといった観点からも、観光入込客統計や観光地域経済調査等の精度向上を図っていただきたい。

→地方自治体が観光を振興する上で非常に重要な主体であることは十分に認識しており、引き続き精度向上に向け対応していきたい。

- ・オリンピックを控え、外国人観光客を受け入れる上で、例えばWi-fiの整備が不十分といった点があるが、例えば供給側の調査項目として入れてはどうか。

→Wi-fiの整備状況や観光案内所の有無が観光客の増減に影響を与えることも十分に想定されるので、供給側の統計を整備するにあたっては、再度検討していきたい。

- ・観光の場合、従来の統計手法が果たしてどこまで有効なのかとの問題意識がある。例えば、携帯電話の位置情報の活用に関しては、現在どのような検討状況か。

→携帯電話の位置情報は、データのバイアス等を勘案の上、統計的にどれだけ使用に耐えうるかを検証する必要があると考えている。また、現状では通信会社からは集計したデータの提供を受けることしかできないので、その範囲で何が可能かを検討していきたい。

- ・観光客に人気があるスポットが大きく変わってきており、観光入込客統計の調査地点は適切な場所が選択されているか。

→十分に対応できていないのではないかという問題意識がある。観光入込客統計では昔ながらの観光地を中心に調査しているが、例えば訪日外国人の場合、宿泊よりも買物にかける消費額の方が大きくなってしまっており、商業施設を増やして調査するなど、様々な取組を進めていきたい。

- ・現在スマートフォンの普及が進んでおり、観光地を紹介するアプリがたくさんあるが、そのアクセス情報等を統計作成に利用できなか。

→そのような情報が増えつつあることは認識しているが、まだサンプル数が少ないものが多いと思われる。どのようなデータが存在するかを把握し、それぞれのデータが有する特徴を様々な観点から整理のうえ、統計を整備する際に活用可能かについて見極めていく必要がある。

観光統計の整備にあたっては、技術的に難のあるところも相当あるため、計画どおり進捗しない可能性もあるが、検討を進めていきたい。

(まとめ)

観光地域経済調査については、平成 26 年度末までに結論を得る課題ではあるが、24 年度調査の結果を踏まえ、改善が必要な点の改善策が決まらないため、27 年度末までに検討していきたいとのことである。調査設計の抜本的な見直しを含め、様々な見直しを鋭意進めいただき、28 年度の観光地域経済調査の実施の可否等の結論を得ていただき、27 年度法施行状況審議において検討結果を説明していただきたい。その他の論点に係る取りまとめについては、報告書審議の際に御確認いただきたい。

(3) その他

次回の基本計画部会は、8 月 5 日（水）10 時から中央合同庁舎 4 号館 12 階の共用 1208 特別会議室で開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>